

「金融商品」～ヘッジ会計について～

まるおか たけし
ASBJ 専門研究員 **丸岡 健**

はじめに

国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、金融商品・ヘッジ会計を改訂中である。改訂は「一般ヘッジ会計」と「マクロヘッジ会計」¹に分けて実施されている。「一般ヘッジ会計」は、2011年9月に実質的に審議を終了し、現在、最終基準書に向け準備中である。「マクロヘッジ会計」は2011年9月より実質的審議が開始されたところである。

本稿では「一般ヘッジ会計」の暫定決定事項（ほぼ最終案と思われる）、及び、「マクロヘッジ会計」の審議の概要について解説する²。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

1 ヘッジ会計プロジェクトの経緯—IASBの単独プロジェクト（MoU項目）—

ヘッジ会計プロジェクトは、IAS第39号

「金融商品：認識及び測定」（金融資産・負債と、ある種の非金融商品を売買する契約の認識と測定の要件を定めている現行基準）改訂プロジェクトの第3フェーズ³である。

2008年3月の論点整理「金融商品の報告における複雑性の低減」に寄せられたコメントでは、「現行のヘッジ会計は企業のリスク管理行動を反映していない」、「複雑で分かりにくい」との現行基準に対する批判の声が多く寄せられた。そこで、IASBは、「リスク管理を、極力、会計処理に反映させる」ことを目標に、ヘッジ会計の抜本的な改訂に着手した。プロジェクトは、「一般ヘッジ会計」部分を先行させ、その後「マクロヘッジ会計」に着手する形で進行している。

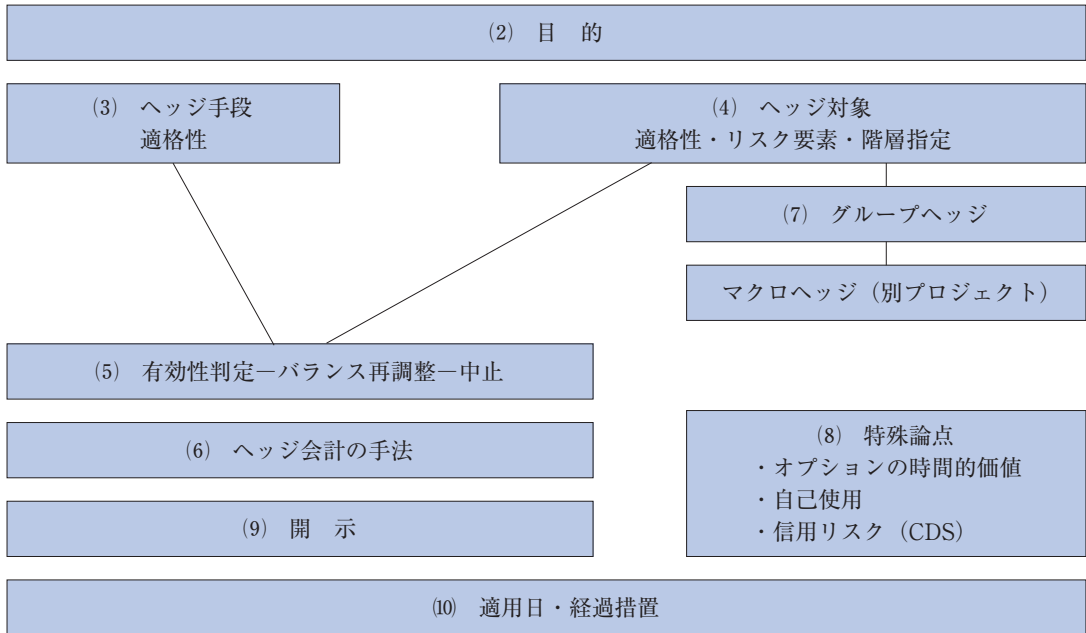
「一般ヘッジ会計」は2010年12月に公開草案（以下「ED」という。）が公表された。2011年4月から寄せられたコメントに基づく再審議を行い、同年9月にすべての審議を終了した。暫定決定事項を基にレビュードラフトを2012年第1四半期にIASBのウェブサイトに公表の

1 オープン・ポートフォリオ（ポートフォリオを構成する資産及び負債が変動するもの）を対象とするのが「マクロヘッジ」、それ以外を対象とするのが「一般ヘッジ」である。

2 本稿は、2012年2月1日現在のIASBにおける暫定決定事項、審議事項、プロジェクト計画表に基づく。

3 第1フェーズは「分類及び測定」で、2009年11月に資産サイドのみが最終基準書化され、IFRS第9号として公表された。その後、2010年10月に負債サイドを取り込んだIFRS第9号の改訂がなされている。第2フェーズは「償却原価及び減損」で、2012年第3又は第4四半期に再公開草案を発表すべく、現在、検討中である（最終基準書化の予定時期は公表されていない）。

【図表 1】ヘッジ会計の全体像



括弧付きの数字は、2章の項目番号である

後、同年第3又は第4四半期に最終基準書化（IFRS第9号「金融商品」の改訂）の予定である。一方、「マクロヘッジ会計」は2011年9月より実質的審議が開始されたところである。2012年第3四半期に論点整理又はEDが出される予定である。

ヘッジ会計プロジェクトはIASBの単独プロジェクトとして実施されている。米国財務会計基準審議会（FASB）は、2010年5月に金融商品会計の包括改訂案をASU（Accounting Standards Update）案として公表しているが、そのなかでヘッジ会計の改訂は非常に限定的なものとなっている。IASBのEDとFASBのASU案には大きな乖離があるが、現在までのところ、収斂に向けての協議は行われていない。

2 「一般ヘッジ会計」の暫定決定事項

(1) 全体像

今回のプロジェクトでは、「企業のリスク管理の実態を、極力、会計に反映する」ことを目標に、ヘッジ会計の全面見直しが行われている。新しいヘッジ会計モデルの全体像は図表1のとおりである。以降、各論点を詳述する。

(2) 目的

- ・IAS第39号では、ヘッジ会計の目的について明確な定義はなかった。
- ・EDでは、「ヘッジ会計の目的は、純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために、金融商品を用いる企業のリスク管理行動の影響を、財務諸表において表現することである」とされていた。すなわち、ヘッジ会計の

【図表 2】 ヘッジ手段

	リスク要素	測定方法	IAS 第 39 号	暫定決定
デリバティブ	n. a.	n. a.	適格	適格
非デリバティブ	外貨リスク要素	n. a.	適格	適格
	全体 (一体として)	FVPL	不適格	適格 (変更)
償却原価			不適格	不適格

対象は純損益に影響を及ぼすもののみであった。この定義では、FVOCI 指定の資本性金融商品⁴はノン・リサイクリングゆえ、ヘッジ会計の対象とならない。

- しかし、資本変動を管理するために、FVOCI 指定の資本性金融商品もリスク管理上はヘッジの対象としているのが実態である。再審議の結果、リスク管理の実態を会計に反映するという本プロジェクトの目的に照らして、FVOCI 指定の資本性金融商品もヘッジ会計の対象とすることとなった。

(3) ヘッジ手段

- IAS 第 39 号では、デリバティブと「非デリバティブのうち外貨リスク要素」がヘッジ手段として適格であった。
- ED では、上記に加え、「公正価値で測定してその変動を純損益で認識する（以下「FVPL」という。）の非デリバティブも、全体（一体）として、ヘッジ手段として適格とする」ことが提案され、そのとおり暫定決定された。これは図表 2 のとおり整理することができる。

(4) ヘッジ対象

① 適格性

- 「認識された資産及び負債」、「未認識の確定

約定」、「可能性が非常に高い予定取引」、「在外営業活動体への純投資」がヘッジ対象として適格である点是不変である。

- IAS 第 39 号では、デリバティブはヘッジ対象として適格ではなかった。
- ED では、「他のエクスポージャーとデリバティブの組合せからなる合成エクスポージャーもヘッジ対象として適格である」ことが提案され、そのとおり暫定決定された。これにより、条件付きながら「デリバティブもヘッジ対象として適格」となった。
- 「他のエクスポージャーとデリバティブの組合せからなる合成エクスポージャー」とは例えば以下のことをいう。
 - ✓ 2 年後のコーヒー購入契約の価格リスク (USD 建) を円貨で固定させるために、2 段階でヘッジすることを考える。
 - ✓ 第 1 段階で、コーヒー購入契約 (他のエクスポージャー) を、2 年後のコーヒー先物契約 (デリバティブ) でヘッジする。これにより、2 年後の USD 建外貨エクスポージャー (以下「合成エクスポージャー」という。) を得る。
 - ✓ 第 2 段階では、この合成エクスポージャーがヘッジ対象となる。これを先物為替予約でヘッジして、円貨を確定する。

4 IFRS 第 9 号では、資本性金融商品は企業の指定によって、その公正価値変動をその他の包括利益 (OCI) で認識することができる。ただし、OCI で認識した公正価値変動は、当該資本性金融商品が売却されても、純損益に組み替えられない (これをノン・リサイクリングという)。

【図表 3】 リスク要素

	リスク要素の例	IAS 第 39 号	暫定決定
金融商品	貸出金のうち金利部分 (これを金利スワップでヘッジ)	適格	適格
非金融商品	ジェット燃料価格のうち原油価格部分 (これを原油先物でヘッジ)	非適格	適格 (変更)

【図表 4】 比例指定・階層指定

		具体例	IAS 第 39 号	暫定決定
比例指定	予定取引	X 月の予定売上 CF のうち 20% (比例)	適格	適格
	確定約定	固定金利負債 CU100 百万のうち 20% (比例)	適格	適格
階層指定	予定取引	X 月の予定売上 CF のうち最初の CU20	適格	適格
	確定約定	早期償還可能な固定金利負債 CU100 百万のうち、下層の (底積み部分。償還されずに残ると思われる部分) CU20 百万	非適格	適格 (変更)

② リスク要素

- IAS 第 39 号では、金融商品は、契約書上に明記されているか否かを問わず、「独立して識別でき」かつ「信頼性をもって測定できる」ときは、リスク要素ごとのヘッジが認められていた。しかし、非金融商品についてはリスク要素ごとのヘッジが認められていなかった。
- ED では、金融商品と同様に、「非金融商品についても、契約書上に明記されているか否かを問わず、独立して識別でき、かつ、信頼性をもって測定できるときは、リスク要素ごとのヘッジを認める」ことを提案し、そのとおり暫定決定された。これにより、金融商品と非金融商品の取扱いの平仄がとられることになる。これは図表 3 のとおり整理することができる。

③ 階層指定

- ヘッジ対象のうち一部の金額をヘッジ指定する方法には、「比例指定」と「階層指定」が

ある。

- IAS 第 39 号では、比例指定については予定取引、確定約定ともに認められていたが、階層指定は予定取引についてしか認められていなかった。
- ED では、「確定約定についても階層指定を認める」ことが提案され、そのとおり暫定決定された。これは図表 4 のとおり整理することができる。
- 暫定決定の際、以下の制限が付けられている。
 - ✓ 階層部分を FV ヘッジでヘッジ対象指定するときは、定義された名目金額のなかで当該階層部分を特定しなければならない。
 - ✓ 期日前償還オプションの付いた契約の階層指定をする場合は、当該階層部分の公正価値測定にあたって、ヘッジされたリスクによって影響を受けるオプションの公正価値変動の影響を考慮に入れる必要がある。

(5) 有効性判定—バランス再調整—中止

本項は、今回の改訂のなかで最も大きく変わった項目である。

① IAS 第39号の規定

IAS 第39号の規定は概ね以下のとおりである。同規定は「ルールベースで、企業のリスク管理の実態を反映していない」と批判されていた。

- 「ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動又はキャッシュ・フロー変動が、80-125%の範囲に収まっていれば有効で、それを超えれば非有効」という80-125%ルール（ルールベース）の有効性判定を規定していた。非有効の場合は、期初に遡ってヘッジ関係が否認される。
- バランス再調整という概念はなかった。
- 企業の任意による中止を認めていた。

② 暫定決定事項

EDでは、「企業のリスク管理の実態をより反映する判定方法」が提案された。再審議の結果、一部の明確化を行って、以下のとおり暫定決定されている。

(有効性判定)

- 80-125%ルールを廃止し、目的ベースの有効性判定を行う。具体的には、以下のすべてを充足することが要求されている。
 - ✓ヘッジ手段とヘッジ対象の間に経済的関係があること。
 - ✓経済的価値変動の大部分が、信用リスクによる影響によるものでないこと。
 - ✓不適切な会計結果を達成するために、ヘッジ手段とヘッジ対象のウェイト付け（ヘッジ比率）を操作して非有効を生み出すような、意図的な不一致を作りだしてはならない。

(バランス再調整)

- ヘッジ開始時のヘッジ有効性評価要件の遵守を維持するために企業はバランス再調整によってヘッジ比率を適切に調整する。企業はリスク管理目的でヘッジ比率を調整した時にヘッジ会計目的でのヘッジ関係の調整を行う。
- しかし、以下のケースではリスク管理目的のヘッジ比率とは異なる比率をヘッジ会計で用いる必要がある。
 - ✓リスク管理目的の調整が、ヘッジ会計の目的と不整合な会計結果を達成するような意図的な不一致を生み出すケース。
 - ✓状況の変化があるにもかかわらず、リスク管理目的のヘッジ比率の調整を行わず、その結果ヘッジ会計の目的と不整合な会計結果を達成するような意図的な不一致を生み出すケース。

(中止)

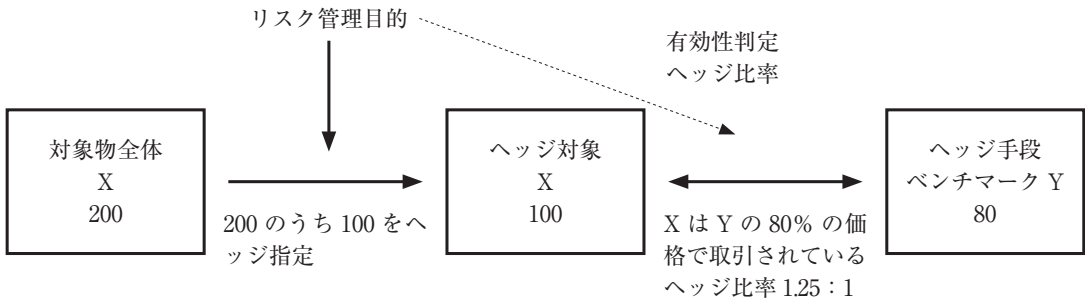
- ヘッジ関係が（仮にどんなにバランス再調整を行ったとしても）ヘッジ会計要件（リスク管理目的&有効性評価の要件）を満たさなくなったとき、ヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。
- 「リスク管理目的が変化する場合」を明確化するために、リスク管理戦略（高レベルの決定）とリスク管理目的（個別のヘッジ関係単位に決定）に関するガイダンスを設ける。
- ヘッジ関係は任意には中止できない。

③ 有効性判定—バランス再調整—中止の関係

簡単な例（次頁の図表5）を使って、三者の関係を説明する。

- ✓対象物200Xのうち、100Xをヘッジすることを決定（リスク管理目的）。
- ✓ヘッジ手段としてYを選定。XはYの80%の価格で取引されていることから、ヘッジ比率は1.25:1に決定。すなわち、ヘッ

【図表 5】ヘッジ関係の例



【図表 6】リスク管理目的・有効性要件と中止・バランス再調整の関係

ヘッジ会計要件		リスク管理目的	
		不 変	変 更
有効性要件	充 足	継続（任意の中止は不可）	中 止
	未充足	バランス再調整	中 止

【図表 7】IAS 第 39 号と暫定決定事項の対比

	IAS 第 39 号	暫定決定
目途値	80-125% ルール	リスク管理ベース
有効性判定時期	事前及び事後判定 事後判定で有効でないと判定されたら、当期初に遡って否認	事前判定のみ
バランス再調整	バランス再調整の概念なし (全体を中止するほかない)	リスク管理目的が不変なら、一部中止、残部継続
任意の中止	任意に中止できる	任意に中止できない

ジ手段として 80Y を選定（リスク管理目的・有効性判定）。

- ✓ 100X と 80Y で相殺関係が有効かどうか判定する（有効性判定）。
- ヘッジ会計要件（リスク管理目的・有効性要件）と中止・バランス再調整の関係。
 - ✓ リスク管理目的は不変（引き続き 100X をヘッジしたい）で、有効性要件も充足している（X、Y の価格比不変）なら「継続」（任意の中止は不可）。
 - ✓ リスク管理目的は不変だが、有効性要件が未充足なら（X、Y の価格比変化）、有効

性要件を充足できるように「バランス再調整」（ヘッジ比率を調整）。

- ✓ リスク管理目的が変更された（100X ヘッジすることを止める）なら「中止」。
- ✓ これらは図表 6 のとおり整理することができる。

④ IAS 第 39 号と暫定決定事項の対比

IAS 第 39 号と暫定決定事項は図表 7 のとおり整理することができる。

【図表 8】 ヘッジ会計の手法（現行比不変）

	FV ヘッジ	CF ヘッジ
ヘッジ対象	FV で評価 変動額はヘッジ対象の簿価を修正するとともに、純損益で認識	処理なし
ヘッジ手段	FV で評価 変動額は純損益で認識	FV で評価 変動額は OCI で繰延べ
相殺方法	純損益で相殺	ヘッジ対象が純損益に影響するタイミングに合わせて、OCI に繰り延べたヘッジ手段の変動額を純損益に組み替える

【図表 9】 グループヘッジの適格要件

ポートの種類			個々の項目がヘッジ要件を満たす & グループでリスク管理	為替リスク & 指定時に P/L への 影響のパターンが決まっている
クローズド	総額	FV ヘッジ	共通要件	(不問)
		CF ヘッジ		
	純額	FV ヘッジ		追加要件
		CF ヘッジ		
オープン	マクロヘッジ会計のプロジェクトで検討予定			

(6) ヘッジ会計の手法

- ED では、FV ヘッジの会計手法を変更する提案がなされたが、再審議の結果、同提案は却下された。
- したがって、ヘッジ会計の手法に関して変更はない（図表 8 参照）。

(7) グループヘッジ

- IAS 第 39 号では、ヘッジされたリスクに対するグループの各項目の FV 変動が、同リスクに対するグループ全体としての FV 変動に比例的である場合（以下「比例要件」という。）にのみ、グループをヘッジ対象とすることが認められていた。また、純額ポジションのヘッジは不可とされていた。
- ED では、「個々の項目がヘッジ要件を満たしており、かつ、グループベースでリスク管

- 理されているのであれば、グループでのヘッジを認める。グループだからといって格別の条件 (IAS 第 39 号の比例要件) は設けない」ことが提案され、そのとおり暫定決定された。
- また、「純額ポジションの CF ヘッジは、以下の追加 2 条件を満たすときのみ適格となる」ことが暫定決定された (純額ポジションの FV ヘッジはこの追加要件を満たす必要はない)。
 - ✓ 為替リスクのヘッジである (為替リスクに限定)。
 - ✓ ヘッジ指定時に、損益計算書に与える影響のパターンが決まっている。
- なお、グループを構成する各項目が変動するオープン・ポートフォリオに関しては、「マクロヘッジ」のプロジェクトで取り扱われる。
- これらは図表 9 のとおり整理することができる。

(8) 特殊論点

① オプションの時間的価値

- IAS 第 39 号では、オプションをヘッジ手段とした場合で、かつ、その本源的価値のみをヘッジ手段指定したとき、残余の時間的価値は売買目的として FVPL で処理することとなっていた。
- オプションの時間的価値は、経済的には保険と同様の効果があることから、ED では、「時間的価値の FV 変動は、いったん OCI に計上のうえ、ヘッジ対象の性質が取引関連の場合は他の一般原則に従って OCI 累計額から振り替え、時間関連の場合は期間対応によって損益認識する」ことが提案され、そのとおり、暫定決定された。
- また、「先物予約の直先差額についても、オプションの時間的価値同様の処理を行うことを可能とする」ことが暫定決定された。

② 自己使用

- 現行の会計処理では、自己使用する契約（商品購入契約など）に関しては、たとえ現金で差額決済するものであっても、デリバティブ会計（FVPL）が適用できない。その結果、商品購入契約（原価法）と商品先物契約（FVPL）で会計上のミスマッチが発生していた。
- ED では、「自己使用に該当する場合であっても、FV でリスク管理されていること等を条件に、FVPL で処理する（強制）」ことが提案された。しかし、FVPL を強制すると、かえって、会計上のミスマッチが発生する可能性があることが判明した。
- そこで、「会計上のミスマッチを除去又は著しく削減することを条件に、自己使用に該当する場合で契約に対して公正価値オプション（以下「FVO」という。）の適用を認める」ことが暫定決定された。

③ 信用リスク（CDS）

- 金融機関は、CDS を使って信用リスクを管理することがある。しかし、金融商品（例えば貸出金）のなかから信用リスク要素を切り出して計測することが実務上不可能であるため、信用リスクに対してヘッジ会計を適用することは困難であった。その結果、会計上のミスマッチが発生していた（貸出金は償却原価、CDS は FVPL）。
- ED 公表段階で、種々の対応策を検討したが、解決策の提案には至らなかった。
- その後、さらなる審議を重ねた結果、「一定の条件のもと、貸出金に FVPL の選択適用（一般の FVO を一部修正したもの）を認める」との暫定決定がなされた。
- 従来 of FVO に比べて、以下の点が修正（拡大）されている。
 - ✓ 事後の FVO 指定を認める（通常の FVO は当初指定のみ）。
 - ✓ FVO 指定の取消しを認める（通常の FVO はいったん指定すると、その後、取消しできない）。
 - ✓ 一部の指定も認める（通常の FVO は全額を指定する必要がある）。

(9) 開示

開示については、以下のことが暫定決定された。

- 開示の範囲は、企業がヘッジすることを決定し、かつ、ヘッジ会計が適用されているリスクエクスポージャーとする。
- 開示項目は次の 3 項目とした。
 - ✓ 企業のリスク管理戦略及び当該戦略をリスク管理にどのように適用しているか。
 - ✓ ヘッジ活動が将来 CF の金額、時期及び不確実性にどのような影響を与えるか。
 - ・ 商業上の機密情報であることに考慮して、ヘッジ手段の情報に限定する。

- ・ダイナミックヘッジを行っている場合は、ヘッジ手段の情報も不要。その代わりに、リスク管理情報の開示を拡充する。
- ✓ヘッジ会計が財務諸表に与える影響。

(10) 適用日・経過措置

- ・適用日は、2015年1月以降開始する年度から。
- ・将来にわたって適用する。遡及適用はない。
- ・早期適用は認められる。

(11) 今後の展開

- ・暫定決定事項を踏まえたレビュードラフト（ほぼ最終案と思われる）が2012年第1四半期にIASBのウェブサイトに掲載される予定（掲載期間90日）。同年第3又は第4四半期に最終基準書化（改訂IFRS第9号）の予定。

3 マクロヘッジ

(1) マクロヘッジとは？

- ・マクロヘッジとは、オープン・ポートフォリオを対象とするヘッジである。
- ・ポートフォリオとは、資産及び負債のグループのことであり、オープンとは当該グループを構成する資産及び負債が変動する（発生・消滅する、及び、参入・退出がある）ものをいう。

(2) マクロヘッジと一般会計との相違

2011年9月のIASBボード会議では、マクロヘッジ（リスク管理）と従来の会計処理には以下の相違点があることが指摘されている。

- ・ネット・オープン・ポートフォリオを単位（会計単位）として取り扱うこと。
- ✓純額ポジション・リスク限度による管理。
- ✓ポートフォリオを構成する個々の資産及び

負債は重要ではない。

- ✓ダイナミックに構成要素（個々の資産・負債）が変動。

- ✓その結果、以下の取扱いが異なる可能性がある。

- ・認識中止時の取扱い
- ・有効性の判定・非有効部分の測定

- ・純利息マージン（NIM）をヘッジするリスクと考えること。
- ・オプション性商品（期限前償還リスク・コア預金）の取扱いが重要となる。
- ・ヘッジ手段として内部デリバティブ取引が多用される。

(3) 11ステップモデル

- ・2011年11月のIASBボード会議では、ビジネス・リスク管理活動の観点からのマクロヘッジ会計モデルが提案された。
- ・このモデルでは、特に、マクロヘッジのヘッジ対象となる「リスクポジション」の導出方法が鍵となる。対象物の「全体・全FV」から「リスクポジション」を図表10の11ステップで導出することが提案されている。

【図表10】11ステップモデル

ステップ1	すべてをFV（出発点）
ステップ2	金利リスクに起因するものを抽出
ステップ3	純利息マージンをリスク管理目的とする
ステップ4	ポートフォリオを会計単位とする
ステップ5	オープン・ポートフォリオに拡大
ステップ6	日次ではなく、期間ベースでリプライシング
ステップ7	多面的なリスク管理
ステップ8	変動金利商品の検討
ステップ9	カウンター・パーティ・リスクの検討

ステップ 10	内部デリバティブ
ステップ 11	リスク限度

(4) 今後の展開

- 今後は、図表 10 のステップごとに検討が進められる予定である。
- 2012 年第 3 四半期に論点整理又は ED が公表される予定である。

おわりに

「リスク管理の実態を、極力、会計処理に反映させる」という目標を掲げて、ヘッジ会計の抜本的な改訂はスタートした。「一般ヘッジ会計」に関しては、レビュードラフトの作成も間近ということで、ほぼ完了したといえる。ただ、本当の意味で、リスク管理実態を会計に反映させるためには、マクロヘッジ会計の確立が不可欠である。11 ステップモデルをベースにマクロヘッジ会計モデルが構築されることが期待される。